

## 議案第 9 4 号

### 入間市健康福祉センター条例の一部を改正する条例 改正要旨

#### 1. 改正の趣旨

入間市健康福祉センタートレーニング室について、入間市健康福祉センター運営協議会の答申を踏まえ、受益者負担の適正化及び施設の効率的な活用を図るため、使用料等を改めるものです。

#### 2. 改正の内容

- (1) 65歳未満の使用料1回券を300円から400円に、65歳以上の使用料1回券を200円から300円とする。

※65歳以上の使用区分は1年間の緩和措置の後、廃止することを条例第2条に定める。

- (2) 障害者の使用料1回券を100円とする。(従前は無料)
- (3) シャワー使用料を1回100円とする。(従前は無料)
- (4) 定期券を廃止する。
- (5) トレーニング室の利用時間を1回2時間と定め、2時間を超える利用をする者は超過料金として1回分の使用料を追加で2時間ごとに支払う。(従前は時間制限なし)
- (6) トレーニング室及びスタジオの利用時間を、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時までとし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時までとする。

#### 3. 施行日

令和5年4月1日

第2条については令和6年4月1日